令和9・10年度

測量・建設コンサルタント等業務
競争参加資格審査申請書
提　出　要　領

内　　閣　　府

目　　次

1 資格審査の適用官署……2
2 参加できる競争契約の範囲……2
3 申請時の注意事項……2
4 申請書の提出先……3
5 申請書の提出方法……3
6 申請書の受付期間
(1) 定期登録……4
(2) 随時登録……4
7 申請書類等……4
8 申請書類の記載事項の基準日……4
9 申請書類の作成方法等
(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等業務)(様式1)……5
(2) 営業所一覧(様式2)……8
(3) 技術者経歴書(様式3)、測量等実績調書(様式4)……9
(4) 身元を証明する書類の写し……9
(5) 登録証明書等の写し……9
(6) 財務諸表類……9
(7) 納税証明書の写し※提出ができない場合は、(様式5)、(様式6)等……9
(8) 官公需適格組合証明書の写し……10
(9) 受付通知票……10
(10) 証明書類の写しによる代用……10
(11) 委任状……10
10 外国事業者が申請する場合の申請書類等の取扱い……10
11 資格審査申請内容の変更手続き……11
12 資格審査……12

1 資格審査の適用官署

内閣所管の各組織（内閣官房、内閣法制局、人事院）

内閣府所管の各組織（内閣府（本府）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁）

※ なお、沖縄総合事務局については、別途、競争参加資格審査を行っていますので、詳細は、沖縄総合事務局総務部会計課管理第二係（那覇市おもろまち2－1－1 電話098－866－0031(代表)）に直接ご照会ください。

2 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する測量・建設コンサルタント等業務に係る契約のうち、競争参加を希望した登録業種に係るものです。

3 申請時の注意事項

(1) 次の各号に該当する申請者は、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、資格を取り消されることがあります。

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者。

② 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実のあった後3年を経過していない者。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を受けるために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

③ 契約の履行に当たり、②に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。

⑤ 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者、又は、法律上登録が必要とする登録をしていない者。

(2) 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、資格を取り消されることがあります。

(3) 一度申請した資格審査の書類については、受付機関(別紙1参照。以下同じ。)が指摘したもの以外一切修正出来ません。内容を十分に確認した上で申請してください。なお、申請前の修正については原則として認めますが、その際、修正液又は鉛筆による修正等は出来ません。

(4) 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。

(5) 申請を取り下げた場合については、同一有効期間内の再度の申請はできません。資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合には、当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください(ただし、11(1)⑦による取り下げは除きます。)。なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です(事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。)。

(6) 申請書類の作成に係る質問等は、各受付機関にてお願いします。

(7) 申請の際に使用する文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。それ以外の文字については類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

4 申請書の提出先

申請書は、インターネット(定期登録のみ)、又は郵送により提出してください。

郵送の場合は「別紙1」の受付機関いずれか一箇所へ1部提出してください。

5 申請書の提出方法

次に掲げる方式のうち、いずれかの方法により提出していただくことになりますので、重複申請のないよう注意してください。万が一、重複申請が発覚した場合には、当方にて先に受け付けたものを有効とします。また、当方において悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないことも有り得ますので注意してください。

(1)インターネット方式(定期登録のみ)

下記のインターネット受付専用ホームページにアクセスし、申請書を提出してください。

アドレス:https://www.pqrc.mlit.go.jp

※なお、事前にパスワードを取得する必要がございますので、ご注意ください。(6(1)①参照)

(2) 郵送方式

申請者は、別紙1の受付機関に申請書類を書留郵便で郵送してください。この際、封筒の表・左下には、朱字で「資格審査申請書類在中」(※)と明記してください。また、受付後、申請内容について電話等により確認等を行うことがありますので、申請者は、必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

受付機関が、申請書類の記載内容を確認し、申請者に受付の可否を受付通知票により通知しますので、別紙2の様式を郵便はがき(必ず切手を貼付してください。)裏面に印刷し、表面に返信先(所在地、商号又は名称)を記載したうえで他の申請書類とともに提出してください。

受付できない旨の通知票を受けた場合は、原則として、指定された期間内に提出受付機関に来所して申請内容について補正していただかない限り、受け付けできません。なお、郵送後、1ヶ月を経過しても受付通知票が届かない場合には、提出先にお問い合わせください。

※後述の11変更手続きの際は、「競争参加資格変更書類在中」と記載してください。

6 申請書の受付期間

(1) 定期登録

①インターネット方式

ア パスワード発行申請受付期間

令和8年11月2日から同年12月28日まで。

イ 申請書データ作成期間

令和8年11月2日から同9年1月15日まで。

ウ 申請書データ受付期間

令和8年12月1日から同9年1月15日まで。

②郵送方式

令和8年12月1日から令和9年1月31日(当日消印有効)までの毎日。

※ 文書持参方式は行っておりません。※ 定期登録はインターネットでの申請をお勧めしております。なお、本年より、建設関連業(測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント)のインターネットでの申請については、添付書類の省略化対応を行います。対象等の詳細は、国土交通省ホームページ掲載の申請書作成の手引き《測量・建築コンサルタント等業務》を参照ください。

(2)随時登録

令和9年2月1日から(土曜日・日曜日、祝日は除く)。

郵送方式で受付となります。(随時登録はインターネットでの申請は行っておりません)

受付は毎月末に締め切り、翌月中旬に資格通知書を発行しております。審査は申請書の到着順に随時行っておりますので、至急での審査対応などはできかねます。余裕を持った申請にご協力いただきますようお願いいたします。

7 申請書類等

「別紙3」の申請時提出書類早見表を参照してください。

※ 申請書類はクリアファイル等に入れてください。

※ 申請者の企業形態により提出する申請書類が違いますので注意してください(別紙3を参照)。

※ 提出された書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求の対象になります。

8 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日(ただし、「営業所一覧(様式2)」については申請日現在。)とします。

９ 申請書類の作成方法等

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式1)

① 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないでください。

② 「01新規・更新の別」欄については、記載不要です。

③ 「03業者コード」欄には、更新申請者の方は既登録番号を左詰めで記載してください。なお、新規の申請者は記載する必要はありません。

④ 「05適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

⑤ 「07法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください。

⑥ 「08本社(店)住所」から「17申請代理人」までの各欄は、以下のとおりに記載してください。

ア フリガナの欄は、カタカナで記載してください。なお、「08本社(店)住所」欄の都道府県名及び「09商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないでください。

イ 「08本社(店)住所」欄での丁目、番地は、「－(ハイフン)」により省略して記載してください。

ウ 「09商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	有限責任事業組合	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(責)	(合)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	経常建設共同企業体
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(共)

エ 「10役職・代表者氏名」欄及び「11担当者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字程度あけてください。なお、個人の役職については、「事業主」としてください。

オ 「12本社(店)電話番号」、「13担当者電話番号」(必要があれば内線番号)欄及び「14本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、( )は用いないでください。

カ 「15電子入札用ICカードの登録番号」欄については、空欄としてください。

キ 「16メールアドレス」欄については、受付機関からの種々の連絡に対応可能なアドレスを記載してください。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載してください。

ク 「17申請代理人」欄については、行政書士等が代理申請する場合に使用します。代理申請をする場合、なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

⑦ 「18設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。

⑧ 「19みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れてください。

⑨「20登録等を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

ア 測量業者・・・・・・・・測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けている場合。

イ 建築士事務所・・・・・・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている場合。

ウ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合。

エ 地質調査業者・・・・・・地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合。

オ 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合。

カ 不動産鑑定業者・・・・・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合。

キ 土地家屋調査士・・・・・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。)。

ク 司法書士・・・・・・・・司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合。

ケ 計量証明事業者・・・・計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合。

コ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載してください。

⑩「21測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。

ア 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、当方で設定した下記の業種区分により、記載してください。

希望業種区分	業務内容
測　量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
建築関係建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
土木関係建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、地質、造園、農業土木、その他
地質調査業務	地質調査
補償関係ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
その他の業務	電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理(電気通信)等

※登録を希望する業種を「測量」とする場合には、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録が必須です。

イ 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高(消費税を含まない金額。以下同じ。)を記載し、希望しない業種に係る実績高については、「その他」欄に記載してください(決算が1事業年度1回の場合「②直前2年分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄には当該左右欄のうち右欄のみ記載してください。)。また、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高(両決算で得た数値を2で除した数値であり、千円未満は四捨五入してください。)をそれぞれいいます。なお、建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないでください。また、個人企業から会社組織に移行した場合、合併した場合、組合を結成した場合にあっては、移行前の企業体、合併又は組合結成前の各企業体の実績を含めた実績を記載してください。ただし、この場合に含めることができる実績は、申請者が行っている事業に係るものに限ります。

ウ 「⑤申請を希望する部局」欄については、アで選択した業種区分毎に、申請を希望する部局等を別紙1の区域を参考に○印を付けてください。

⑪ 「22自己資本額」欄については、次により記載してください。

ア 「直前決算時」欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載してください。

イ 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込金を加え自己株式を減じた額(有限会社である場合においては、出資払込

金、出資申込証拠金の額)を記載してください。なお、組合にあっては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載してください。個人にあっては、「⑤計」欄に、純資産合計(期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定)の額を記載してください。また、外資系企業の場合には、「①株主資本」の合計欄の上段(　)内に外国資本の額を内数で記載してください。

併せて、「①　株主資本」欄の合計欄の上段(　)内に払込済資本金の額を内数で記載してください。

イ 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載してください。

ウ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合には、その額を記載してください。

エ 「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合には、その額を記載してください。

⑫ 「23損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載してください。

⑬ 「24貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載してください。

⑭ 「25経営比率」の「①総資産純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載してください。

⑮ 「26外資状況」については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1・2・3のいずれか)に○印を付するとともに、[　]内に国名を、(　)内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。なお、「2日本国籍会社」とは100パーセント外国資本の会社を、「3日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

⑯ 「27営業年数等」の「③営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間(当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て))を記載してください。なお、申請者が官公需適格組合である場合は、組合及び審査対象者の平均年数を記載してください。

⑰ 「28有資格者数」欄については、表中記載の有資格者数を記載し、その他の資格を取得している者(1級管工事施工管理資格者など)がいる場合は、適宜追加してください。なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、「1、2級」、「士、士補」の資格を有している者がある場合は、上位のもののみ計上してください。

⑱ 「29常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②技術者以外の職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員の数を記載してください。なお、①技術職員は法令による免許を取得している者に限ります。また、「③計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載してください。さらに、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

(2) 営業所一覧(様式2)

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとしますが、次の点に注意して記載してください。

① 「営業所名称」欄の本社(店)に対応する各欄については、申請書(様式1－1)06、08、09、12及び14の情報を記載してください。なお、常時契約を締結しない場合は、「営業区域」は記載しないでください。

②「営業所名称」欄の本社(店)以降の欄については、常時契約を締結する支店等営業所を記載してください。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。

③「営業区域」欄については、申請する営業所の営業区域に○印を付けてください。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。

(3) 技術者経歴書(様式3)、測量等実績調書(様式4)

この様式については、様式3、様式4の末尾にある記載要領に従って記載してください。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記してください。

(4) 身元を証明する書類の写し

申請者が法人の場合は、登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 登録証明書等の写し

9(1)⑨アからコまでに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいいます。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出の必要はありません。

(6) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び損益計算書に関する書類(株主資本等変動計算書及び注記)(個人にあっては、これらに類する書類)をいいます。

(7) 納税証明書の写し※提出ができない場合は、(様式5)、(様式6)等

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明として税務署が発行する国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(「その2」に加えて、申請者が個人である場合においては「その3の2」、法人である場合においては、「その2」に加えて、「その3の3」(個人又は法人いずれの場合も、「その3の2」又は「その3の3」の証明内容をすべて満たす場合は、「その3」も可))の写しをいいます。

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第9号書式(その2)を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書(様式5)を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書(様式6)を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)など、国

税規則別紙第9号「その3」、「その3の2」又は「その3の3」を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類をもって証明書とみなします。

(8) 官公需適格組合証明書の写し

適格組合証明を受けていることを示す書類の写しをいいます。

(9) 受付通知票

郵送方式の場合は、別紙2の様式を郵便はがき(必ず切手を貼付してください。)裏面に印刷し、表面に返信先(所在地・商号又は名称)を記入したうえで他の申請書類とともに提出してください。

(10) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであって、ほぼ原寸大(A4より大きいサイズの証明書類はA4に縮小し、A4より小さい証明書類はA4の用紙に原寸大で写しをとる)で鮮明に写っているものであり、申請者による原本証明がある場合に限り、写しによって差し支えありません。また、添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。なお、測量法第55条の8による書類及び建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、様式3、(4)「身元を証明する書類」(5)「登録証明書等の写し」及び(6)「財務諸表類」の添付を省略することができます。

(11) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨の明記のある次の要件を満たした委任状を作成して正本を提出してください。

① 委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。

② 委任の範囲が具体的に記載してあること。ただし、「資格審査結果通知書」の受領にかかる権限を委任することはできません。

③ 受任者が行政書士である場合には、行政書士の登録番号(行政書士票の番号)の記載があること。

10 外国事業者が申請する場合の申請書類等の取扱い

(1) 申請書の「08本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 申請書の「09商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は必要ありません。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、必ず日本語の訳文を添付してください。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

11 資格審査申請内容の変更手続き

申請書類の提出後、次の(1)又は(2)に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、速やかに、「競争契約参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等業務)」により、登録の取り下げ又は登録内容の変更を別紙1の受付機関へ前述5(2)の方式で届け出てください。なお、それ以外の場合は、申請は不要です。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が、次に該当した場合

① 死亡したとき。

② 法人が合併により消滅したとき

③ 法人が破産により解散したとき。

④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。

⑤廃業したとき。

⑥ 予算決算及び会計令第70条に該当する者になったとき。

⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の申請をしたとき。

⑧ 営業に関し法律上必要な資格等を有しない者になったとき。

(2) 申請書類の提出後、下表左欄に掲げる事項を変更したときは、競争契約参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等業務)に下表右欄の書類を添付して提出してください。

変更事項	添付書類
商号又は名称、代表者、本社(本店)の住所及び電話番号の変更	登記事項証明書の写し(個人の場合は、身分を証明する書類(住民票又は運転免許証))
営業所について、 名称、住所の変更、新設廃止	不要
希望する資格の種類の変更	様式１－２、１－３、許可登録等の写し、 財務諸表、技術者経歴書
競争参加を希望する地域の変更	様式１－２、様式２、資格審査結果通知書の写し

※1(1)に掲げる各号に該当する場合は、添付書類は不要です。

※2受付票が必要な際は、別紙2の様式を郵便はがき(必ず切手を貼付してください。)裏面に印刷、表面に返信先(所在地・商号又は名称)を記載の上、他の申請書類とともに提出してください。
これ以外に内閣府から通知する受付票はございませんので、ご了承願います。
※3行政書士が本書類を作成した場合は、担当者氏名欄に記名をしてください。
※4申請書類はクリアファイルに入れてください。

12 資格審査

資格審査申請書が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を付与された業者が「有資格者名簿」に登録されることになります。測量・建設コンサルタント等業務の資格審査は、「内閣所管契約事務取扱細則(平成12年内閣総理大臣決定)」及び「内閣における契約事務の取扱いについて(平成12年内閣総理大臣決定)」又は「内閣府所管契約事務取扱細則(平成13年内閣府訓令第38号)」及び「内閣府における契約事務の取扱いについて(平成13年内閣総理大臣決定)」に定められており、

①欠格要件に該当しないことを調査し、
②希望する業種毎に年間平均実績高、自己資本額、職員数及び営業年数等の審査を行い、付与数値を算定し、
③それらの付与数値から総合審査数値を算定し、格付を行います。

(1) 総合審査数値の算定

下記A～Cの各項目に基づき、総合審査数値を算定します。

総合審査数値 ＝ Ａ ×（ １ ＋（ Ｂ ＋ Ｃ ）／ 120 ）

Ａ＝希望業種毎の年間平均実績高の付与数値
Ｂ＝自己資本額及び職員数の付与数値
Ｃ＝営業年数等の付与数値

(2) 格付

有資格業者は、等級に区分されます。発注業務の内容に応じて測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント及びその他の業種にA～Cの等級区分を設定しています。有資格業者は、いずれかの等級に属することになり、この業者に付与された等級を格付といいます。

測量等

別紙1

受付機関名	所在地	受付担当課係
内 閣 府 【郵送のみ】	〒100-8914 東京都千代田区 永田町1丁目6番1号	大臣官房会計課決算第1係 電話03-5253-2111(代表)
宮 内 庁 【郵送のみ】	〒100-8111 東京都千代田区 千代田1丁目1番	管理部管理課経理係 電話03-3213-1111(代表)
京都事務所 【郵送のみ】	〒602-8611 京都府京都市 上京区京都御苑3	庶務課会計係 電話075-211-1211(代表)
警 察 庁 【郵送のみ】	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2丁目1番2号	長官官房会計課施設係 電話03-3581-0141(代表)

区域	都道府県
北海道	北海道
東　北	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関　東	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、新潟県 山梨県、長野県 静岡県
中　部	富山県、石川県 福井県、岐阜県 愛知県、三重県
近　畿	滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県
中　国	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四　国	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九　州	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県 熊本県、宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※内閣所管の各組織(内閣官房、内閣法制局、人事院)並びに内閣府所管の各組織(内閣府(本府)、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁の資格審査の受付機関は、上記のみとなります。
※上記受付機関のうち、1カ所に申請書の送付をお願いいたします。

別紙2

受付通知票

【測量・建設コンサルタント等業務】

□受け付けました。

貴社から提出された申請書は、確かに受け付けましたので通知します。

□受け付けできません。

貴社から提出された申請書に不備、誤記等があったため、受け付けできません。

受け付けできない理由

□ 一般競争参加資格審査申請書〔様式１〕（不足・不備）
□ 営業所一覧表〔様式２〕（不足・不備）
□ 身元を証明する書類の写し（不整合）
□ 登録証明書の写し（不足）
□ 財務諸表類（不足）
□ 納税証明書の写し（不足）
□ （　　）

上記の理由により受け付けができなかった場合は、下記の受付機関へ速やかにご提出願います。該当の書類のみ(ＦＡＸ可)

受付機関

□ 内閣府大臣官房会計課決算第１係
□ 宮内庁管理部管理課経理係
□ 宮内庁京都事務所庶務課会計係
□ 警察庁長官官房会計課施設係

※本通知票以外の申請書受理にかかる書類は、一切発行しておりません。

別紙3

申 請 時 提 出 書 類 早 見 表

	個 人	法 人	組 合
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （様式1）	○	○	○
営業所一覧（様式2）	○	○	○
技術者経歴書（様式3）※2	○	○	○
測量等実績調書（様式4）	○	○	○
納税証明書の写し（その2及びその3等（個人はその3の2、法人はその3の3））※その2の提出ができない場合(様式5)(様式6)	○	○	○
官公需適格組合証明書の写し			○
登録証明書等	○	○	○
貸借対照表及び損益計算書※2	○ ※1	○	○
登記事項証明書※2	○	○	○

※1：個人事業者は貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書に類する書類を提出してください。

※2：登録等官署の確認済現況報告書の写しを提出する場合、添付を省略できます。

＊：添付書類のうち官公署が行った証明書類については、複写機等を使用して鮮明に写っているものであって、申請責任者による原本証明がある場合に限り、写しにして差し支えありません(A4より大きい書類はサイズに縮小、A4より小さい書類は原寸大で結構です。)。

様式１－１

01 1	１：新　規 ２：更　新	※02 受付番号		※03 業者コード		※ 04 申請者の規模		05 適格組合証明	年　月　日 第　　号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

令和９・１０年度において、貴**内閣府**で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

内閣府大臣官房会計課長　　殿

06 本社(店)郵便番号		07 法人番号（13桁）	
フリガナ			
08 本社（店）住所			
フリガナ			
09 商号又は名称			
10 役職			
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名		11 担当者氏名	
12 本社（店）電話番号		13 担当者電話番号	（内線番号　　）
14 本社（店）FAX番号		15 電子入札用ICカードの登録番号	
16 メールアドレス			

（17代理人申請時使用欄）

17 申請代理人	申請代理人 郵便番号	申請代理人 電話番号
	申請代理人 住　所	
	申請代理人 氏　名	

様式１－２

18 設立年月日（和暦）

明治　大正 昭和　平成 令和		年		月		日

19 みなし大企業

□ 下記のいずれかに該当する　　□ 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと（以下同じ。）
「15電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省（庁等）の電子入札システムでの企業ID（複数ある場合には代表的なものを1つ）記載すること

20 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第　号		建築士事務所	第　号		建設コンサルタント	第　号			第　号	
地質調査業者	第　号		補償コンサルタント	第　号		不動産鑑定業者	第　号			第　号	
土地家屋調査士	第　号		司法書士	第　号		計量証明事業者	第　号			第　号	

21 測量等実績高

①競争参加資格 希望業種区分	② 直前２年度分決算		③ 直前１年度分決算		④直前2か年間の年間平均実績高（千円）	⑤申請を希望する部局								
	年　月から 年　月まで (千円)	年　月から 年　月まで (千円)	年　月から 年　月まで (千円)	年　月から 年　月まで (千円)		01 北海道	02 東北	03 関東	04 中部	05 近畿	06 中国	07 四国	08 九州	合計
1　測量														
2　建築関係建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務														
3　土木関係建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務														
4　地質調査業務														
5　補償関係ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務														
6　その他の業務														
その他														
合計														

様式１－３

22	区分		直前決算時（千円）
自己資本額	①	（株主資本のうち外国資本） （株主資本のうち資本金） 株主資本	
	②	評価・換算差額等	
	③	新株予約権	
	④	株式引受権	
	⑤	計（P）	

26		
外資状況	1 外国籍会社 〔国名：　　〕	3 日本国籍会社 〔国名：　　〕 （外資比率：　　%）
	2 日本国籍会社 〔国名：　　〕 （外資比率：100%）	〔国名：　　〕 （外資比率：　　%）

23	損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)	
24	貸借対照表	① 流動資産(千円)(m)	
		② 流動負債(千円)(n)	
		③ 固定資産(千円)(Q)	
		④ 総資本額(千円)(R)	

27			
営業年数等	①	創業	年　月　日
	②	休業期間又は転（廃）業の期間	年　月　日から 年　月　日まで
	③	営業年数	(年)

25	経営比率			
	①	総資産純利益率（S／R×100）	.　(%)	
	②	流動比率（m／n×100）	.　(%)	
	③	自己資本固定比率（P／Q×100）	.　(%)	

28 有資格者数

構造設計一級建築士	構造設計二級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格者	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補

土地家屋調査士	司法書士	技術士										合計
		建設部門	農業部門	森林部門	上下水道部門	電気･電子部門	機械部門	地質調査				

29	常勤職員の数(人)	① 技術職員	② 技術者以外の職員	③ 計

様式２

営　　業　　所　　一　　覧

番号	営　業　所　名　称	郵便番号	所　　在　　地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	営　　業　　区　　域
1					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州
					北海道　東北　関東　中部　近畿　中国　四国　九州

記載要領

1 本表は、申請日現在で作成すること。
2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
4 「電話番号・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号を記載することとし、市外局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
5 「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域を、別紙1の表「管轄区域」を参考に、局の略称に○を付けること。

様式３

※受付番号										

業者コード	

技　術　者　経　歴　書

（種類）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名	法　令　に　よ　る　免　許　等		実　務　経　歴	実務経験年数
	名　　称	取　得　年　月　日		
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月
				年　　月

記載要領

1 本表は、土木、建築若しくは設備又は種類の各別に作成すること。
　また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（　）書きで当該営業所名を記載すること。
2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
　（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）
3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント業務等に従事した職種及び地位を記載すること。

様式4

※受付番号		※業者コード	

測　量　等　実　績　調　書

（登録業種区分）

注文者	元請又は下請の別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額（千円）	着工年月 完成（予定）年月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月

記 載 事 項

1 本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類の各別に作成すること。

2 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。

3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。

4 「測量等対象の規模」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

5 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。

様式５

【個人用】

所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書

私は、直近の確定申告期限（原則として３月１５日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付すべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

様式６

【法人用】

法人税の申告に関する申出書

当社は、下記の事由に該当することから、直前事業年度（※）分の法人税については、当該申告に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

（※）直前事業年度とは、申請日直前１年以内に申告期限が到来した事業年度をいいます。

記

□ 申請日直前１年以内に申告期限が到来した事業年度がない（新設法人等）

□ 収益事業（※）を行っていない公益法人等又は人格のない社団等

□ 外国法人で、国内源泉所得を有していない又は法人課税信託の引受けを行っていない

（※）収益事業とは、法人税法第２条第１３号及び法人税法施行令第５条で定める３４の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）をいいます。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

競争契約参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）

令和　　年　　月　　日

内閣府大臣官房会計課長　殿

登　録　番　号
住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1　変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2　変更事項に係る添付書類名

委　任　状

受任者

住　　所

登録番号　　押印不要

氏　　名

私は上記の者を代理人と定め、内閣府に関する一般競争(指名競争)参加資格申請について、次の権限を委任します。

委任事項

1. 申請書類の申請
1. 申請代理
1. 記載事項の訂正

令和　　年　　月　　日

委　　任　　者

住　　所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名